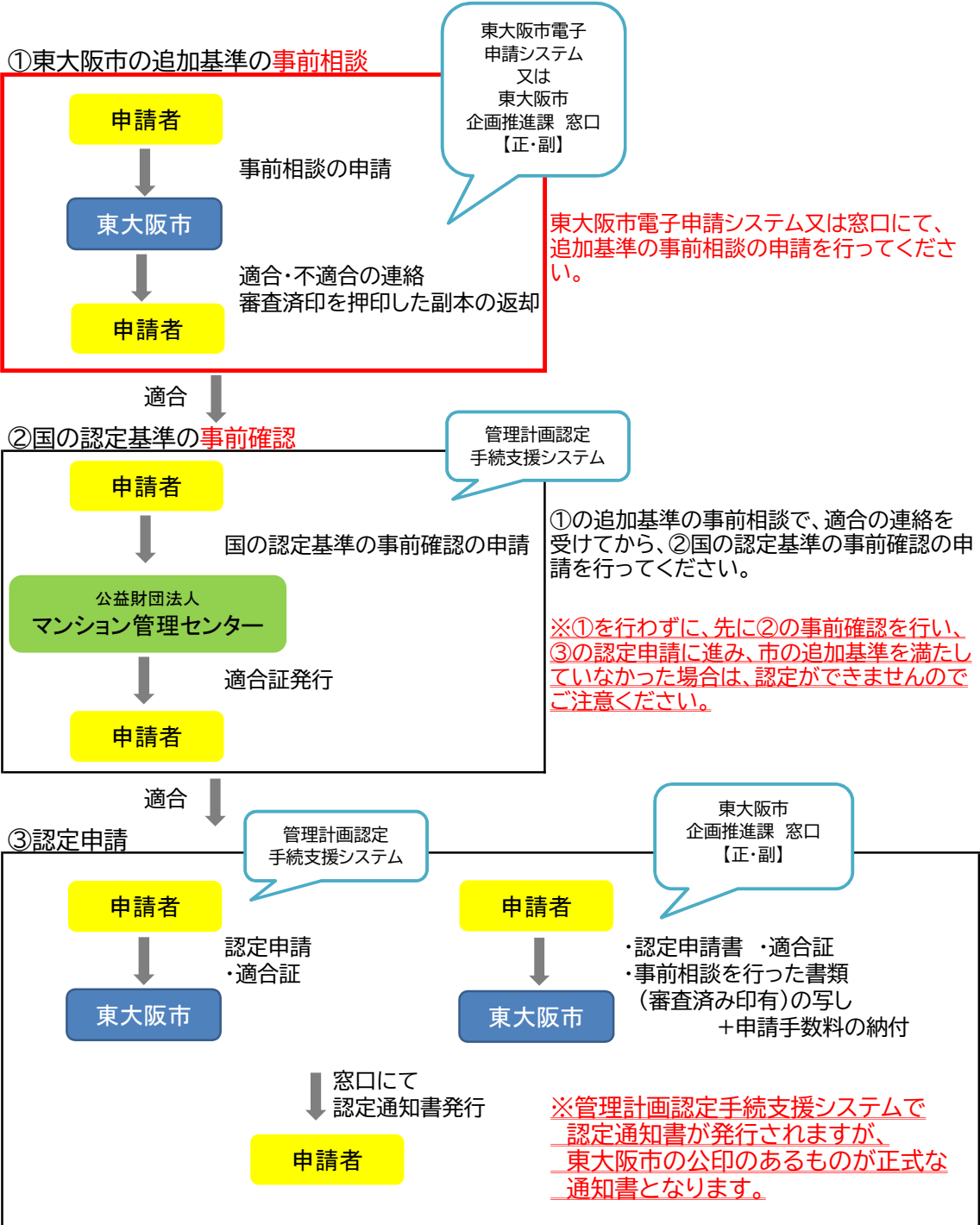


東大阪市分譲マンション管理計画認定申請フロー

東大阪市では国の基本方針に規定された認定基準(以下「国の認定基準」という。)に加え、**市の追加基準を設けております**ので、国の認定基準の事前確認の前に、市の追加基準の事前相談が必要です。



管理計画認定手続支援システムより認定申請を行い、認定申請書・適合証・事前相談を行った書類(審査済み印有)の写しを東大阪市建築部住宅政策室企画推進課までご提出の上、併せて、申請手数料を納めてください。

※更新についての流れは上記と同様ですが、変更認定申請については、マンション管理センターの事前確認はございませんので、必要書類を東大阪市建築部住宅政策室企画推進課 窓口までご提出ください。